

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（答弁者）

○川田龍平君 先ほどからもお話がありました土壤汚染対策法は、二〇〇二年に施行され、今回、民主党、田中康夫さんからの法律の一部改正法が提案されていますが、直接的きっかけとしては、東京都の築地市場の移転先の豊洲地区の土壤汚染でした。既に各党の委員の方からも質問が出ていますので、基本的にこの改正案には僕は賛成の立場ですが、更に土壤汚染対策法の見直しが必要であると考えて、基本的なことについてお伺いしたいと思います。

改正案は、法の施行前であっても特定公共施設建設において土壤汚染の調査を義務付けるもので、豊洲地区については既に東京都条例に基づいて調査も行われており、この改正により同じようなケースを今後引き起こさないための予防措置でもあります。実際に全国でこうした類似ケースや土壤汚染による紛争も多発しており、土壤汚染対策法の改正が求められているのは確かです。静岡県沼津市のJR高架化に伴う駅周辺事業の区画整理事業でもJR用地の鉛汚染や、愛知県小牧市や千葉県八千代市の都市再生機構開発の住宅開発に伴う重金属土壤汚染、また岡山市の小鳥が丘団地でのトリクロロエチレン汚染など、新聞を見ているだけでも数多くの事件が報道されています。

その岡山市の小鳥が丘団地のケースのような、過去の売買後、住宅が建設され、二十年経過後に水道工事の際に、石けん会社のトリクロロエチレンの土壤汚染が明らかとなり、訴訟に至っているケースがあります。こうしたケースは、現行法での対応と改正法とではどのような対応となるのでしょうか。

○轟木利治君 お答えいたします。

今、岡山の個別の住宅地における対応について、現行法と改正法ではどういう対応だという御質問でございます。

現行法のこの法律が成立した経過については、冒頭御説明がございましたとおりでございます。したがって、まだ完璧なところまでは行っていない、これから進化していく法律だとは思っておりますが、そういった意味合いで、今御指摘いただきました個別のケースのお話の中で、現行法に対してお答えいたしますと、残念ながら、やはり附則の三条ということでその壁がございまして、対応し切れないというのが現行法でございます。

今回の改正案につきまして、私どもが提案いたしましたこの附則の三条のところの特例といいますか、そのところについて、やはり公共的な施設、特別な公共施設という位置付けをしておりますので、御指摘いただきました住宅に対しては今回の改正案でも対応し切れないというのが今回の回答になるかと思えます。

しかし、私どもも、住宅という位置付けを見ますと、一生の買物で大変大きな買物でございますし、家族の基本ということでございます。そういった意味では、今回の改正案の附則の七条におきまして、今後、しっかり政府に対して検討し対応していくということで進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○川田龍平君 想定していた質問の答えまでしていただきまして、ありがとうございます。

法の第四条の土壤汚染による健康被害が生じるおそれがある土地の調査に都道府県知事の権限があって対応が可能であるということなのですが、ただ、これまでこの発動はされておらず、市も県も行政責任を回避している現状のようです。そして、その経緯から訴訟になっていて、こうした問題が改正法によって解決することを大いに期待したいと思っております。

そして、既に岡山県のような、土地所有者が民間会社を経て不動産業者、そして現在の住宅所有者となっております。こうした場合はどうすれば解消していけるのかというのは、まさにこれからの立法の問題であると思っております。その意味で、この問題を救えないとすると、少なくとも特定公共施設などに住宅が対象となることを期待するわけですが、やはりこの住宅地を含めるということ、これを是非政府に期待したいというふうに思っています。

そして、この具体例について伺っているんですが、環境省の土壤環境施策に関するあり方懇談会でも、岡山市のような事例だけでなく、現行法の課題と改正の必要性が明確に指摘されています。これも先ほどから委員の方から質問がありましたので、この質問については省かせていただきます。

そして、この土壤汚染の問題は極めて多くの具体的な事例が山積みであります。実はこの現行法の問題については、立法時に既に指摘されておりました。それは附帯決議にも表れています。

法制定時、参考人として意見陳述された君津市の環境保全課長で現在、地質調査対策専門会社の株式会社君津システムを始められている鈴木喜計氏は、この法律が地質環境科学を軽視、無視した法律で、地質汚染を助長することはあっても汚染をなくする制度となっていないと厳しい意見を出されています。そして、本来、環境基本法は、水質汚濁防止法、大気汚染防止法において調査、対策、未然防止、監視という四つのカテゴリーを持っているが、この法律には未然防止の規定がないと指摘しています。この参考人の指摘について今回の改正法を提案する際にどのような検討経過があったのでしょうか、お伺いいたします。

○轟木利治君 お答えいたします。

未然防止の重要性というのは十分我々も認識をして、現行法の、先ほど御説明がございましたように、成立の際もそういった提案もさせていただいた次第でございます。しかし、今回の改正案に対してそこところが十分掌握され、また反映されているかという点につ

きましては、残念ながらまだそこまでは至っていないというのが現状でございます。

そういった意味も含めて、今回の法律は、やはりもう現場の方は動いていると、そこにどう法律が追いついていくかということだと思っておりますので、今後の大きな課題として受け止めさせていただきます。